

# (仮称)新宿区議会議員政治倫理条例の制定に向けて

皆様のご意見をお寄せください

議会では、議員の政治倫理を確立し、清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に、16年4月に「新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会」を設置し、条例制定に向けて検討してきました。10月に懇談会から出された答申を尊重して、議会は「新宿区議会議員政治倫理条例(案)」を策定しましたので、これに対する皆様のご意見を伺います。内容の全文は、新宿区議会ホームページでご覧いただけるほか、議会事務局・本庁舎1階受付・特別出張所・図書館で配布いたします。

## 【提出方法】

新宿区議会ホームページの「意見・要望コーナー」から提出できます。

住所・氏名・電話番号は必ず記入してください。締め切りは、2月14日(月)です。また、議会事務局『〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、(本庁舎5階) (5273)4026・ファックス(3209)9995』へ郵送(必着)・ファックス又はお持ちいただいても受付いたします。

## 1 前文の概要

今日、議会が、地方分権と区民参画の流れに対応し、区民からの一層の信頼を得るためには、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する仕組みが求められている。すなわち、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は、議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みを創設することが必要である。

ここに新宿区議会は、議会の総意をもって、政治倫理条例を発議する。

## 2 条例案の概要

### 第1条 条例の目的

- ・議会の役割、議員と区民の責務を明確にする。
- ・政治倫理を確立するために議員として活動する際に遵守すべき行動基準(政治倫理基準)を定める。
- ・区民が議員の活動について説明を求め、議員に説明を義務づける審査機関を設ける。
- ・議会が区民から信頼を得て、清浄で民主的な区政の発展に寄与する。

## 第2条 議会の役割

- ・区民の意見、要望に耳を傾け、区民生活の実情を把握し、区政の共同運営者として政策を提案し、条例案や予算案等を議決し、区政全般が適正に行われているかを調査、点検、監視する。
- ・区民生活の向上と区の発展を目指すことを使命とし、区民のさまざまな問題の解決と区の将来を見据えた活動に努める。

## 第3条 議員の責務

- ・区政に関わる責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守し活動する。
- ・区民全体の代表として区政に関わる権能と責務を深く自覚するとともに、自ら研鑽を積み、資質を高め、品位を保ち、その使命達成に努める。
- ・議員は、自らの公約に掲げた政策の実現に努力するとともに、情報公開の原則に基づき、議会、議員の活動を積極的に区民に明らかにし、説明責任を果たす。
- ・議員は、法令を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求に屈しない。

## 第4条 区民の責務

- ・区民の代表たる議員に信頼を寄せ、議員が誠実に行動し、公約の実現に向けて努力することを期待する。
- ・議員に対し政治倫理を逸脱する行為を求めない。
- ・主権者としての自覚と誇りを持ち、積極的に議会を監視し、議員・議会を通して区政運営に参画する。
- ・区民の代表たる議員の活動、政治姿勢に注目し、説明責任を果たすことを求める。

## 第5条 不正な影響力の行使の禁止

- ・議員は、執行機関の職員、出資団体及び指定管理者等の役職員に対し、自己の権限又はその地位による影響力を行使して、公正な職務執行を妨げるような働きかけをしてはならない。

## 第6条 依頼等をするときの記録義務

- ・議員は、執行機関の職員及び出資団体、指定管理者等の役職員に、口頭又は文書により意見を伝え、要望し、又は依頼をしたときはその内容を記録した文書を、依頼等をしたときから10日以内に議長に提出しなければならない。ただし、公開の場等で依頼等をしたとき又は軽易な事項について依頼等をしたときは、この限りではない。
- ・議長は、依頼等の内容を記録した文書を、当該議員の在任期間中区民の閲覧に供しなければならない。

## 第7条 兼業の報告義務

- ・議員は、議員となった時に、自ら事業を営んでいる場合又は法人その他の団体の取締役、理事、監事、監査役、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いている場合は、1か月以内に

議長に兼業報告書を提出しなければならない。

- ・議長は、兼業報告書を、当該議員の在任期間中区民の閲覧に供しなければならない。

#### 第8条 人権侵害のおそれのある行為の禁止

・議員は、その地位を利用した嫌がらせ、強制及び圧力、他の者が不快に感じる性的な言動（セクシャルハラスメント）等人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

#### 第9条 政治倫理審査会の設置

・議員が、遵守すべき政治倫理に関する事項を審査するため、議会に、政治倫理審査会を置く。

#### 第10条 審査会の所掌事務

- ・審査の請求があった事案について審査し、その結果を議長に報告すること。
- ・政治倫理の確立のため必要とされる事項について、調査し、勧告し、又は建議すること。

#### 第11条 審査会の組織等

- ・審査会は、学識経験者2人、区民3人、区議会議員3人で構成する。
- ・審査会の委員は、原則として男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満にならないようにする。
- ・審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 第12条 委員の任期

- ・委員の任期は2年とする。ただし、一度に限り再任することができる。

#### 第13条 区民の審査請求権

- ・区民は、議員が第5条、第6条若しくは第7条又は法令の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の8分の1以上の議員又は満20歳以上の区民100人の連署をもって、議長に審査を請求することができる。
- ・何人も、議員から人権侵害のおそれのある行為の禁止の規定に違反した行為を受けたときは、議長に議員の審査を請求することができる。

#### 第14条 政治倫理の審査、勧告、公表

- ・審査会は、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。
- ・審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。
- ・審査会は、60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。
- ・審査会は、被請求議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。
- ・議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び被請求議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

### **第 15 条 被請求議員の協力義務及び弁明**

- ・被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、それに従わなければならない。
- ・被請求議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求することができる。
- ・被請求議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。
- ・弁明書が提出された場合は、議長は審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表する。

### **第 16 条 議会の措置**

- ・議会は、被請求議員が政治倫理に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずる。

### **第 17 条 委任**

- ・この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。